

姫路市プレミアム付き商品券発行運営業務委託  
公募型プロポーザル募集要項

令和6年4月

姫 路 市

## 1 募集の概要

物価高騰による市民生活への影響を緩和するとともに、地域経済の活性化を図るため、「姫路市プレミアム付き商品券発行運營業務（以下「本業務」という。）」を業務委託により実施する。

### (1) 本業務の内容

別紙「姫路市プレミアム付き商品券発行運營業務要求水準書（以下「要求水準書」という。）」のとおり

### (2) 履行期間

契約締結日から令和7年3月17日（月）まで

### (3) 提案価格の上限額

事務費1億5,500万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

なお、本業務について上記の金額内で提案を募集するものであり、契約締結に関する予定金額ではない。

※ 事業費（プレミアム分）6億2,500万円については、本事業に含まれるものの、販売実績に応じて支出することから、提案上限額からは除く。

※ 事務費及び事業費については、当該事業実施上、必要があれば概算払いとすることができるものとする

## 2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていなければならない。

(1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。

(2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。

(3) 法人にあつては、姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。個人にあつては、市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者であること。

(4) 公告の日から参加表明受付期間の最終日までの間において、次の全てに該当すること。

ア 公告の日において競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）により業者登録名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）である場合、姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

イ 指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合において同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (7) 金融機関から取引停止を受けていない等、経営状態が不健全であると認められず、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- (9) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。
- ア 資本関係
- 次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
- (ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- イ 人的関係
- 次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係
- 次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
- (ア) 組合とその組合員
- (イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係である場合
- (10) 参加表明者が、公告の日において登録業者でない場合、公告の日の3年前の日から当該公告の日の前日までの間において、指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合に同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当した事実がないこと。ただし、当該措置要件に該当した事実について、姫路市長から指名停止を受けた場合を除く。
- (11) 平成31年4月1日以後に業務完了した、地方公共団体又はこれに準ずる団体（地方公共団体が構成員となっている実行委員会や公共法人等）が発注した業務において契約金額（プレミアム分を除く。）が5千万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以上かつ販売単位5万セット以上のデジタル商品券を発行する業務の履行実績を元請として有すること。

### 3 プロポーザルに関する担当部局等

#### (1) 担当部局

姫路市観光経済局商工労働部産業振興課 担当 萩原、山岡

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話 (079) 221-2514

FAX (079) 221-2508

#### (2) 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	令和6年(2024年)5月10日から 令和6年(2024年)8月1日まで 本市の休日(姫路市の休日定める条例(平成2年姫路市条例第15号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。)を除く。
閲覧の場所	姫路市観光経済局商工労働部産業振興課(以下「産業振興課」という。)

### 4 プロポーザル実施に係るスケジュール

	項目	日時
1	公告及び要求水準書等の公表	令和6年5月10日(金)
2	参加表明手続の提出書類の受付期間	令和6年5月16日(木)午前9時 ～5月20日(月)午後4時
3	参加資格確認結果の通知	令和6年5月23日(木)
4	プロポーザルに関する質問受付期限	令和6年5月28日(火)午後4時
5	プロポーザルに関する質問への回答	令和6年5月31日(金)正午
6	提案資料提出書類の受付期間	令和6年6月10日(月)午前9時 ～12日(水)午後4時
7	提案内容のヒアリング	令和6年6月21日(金)
8	契約候補者の特定	令和6年6月下旬予定
9	契約候補者の通知	令和6年6月28日(金)
10	契約締結予定及び審査結果の公表	令和6年7月上旬予定

### 5 参加表明手続及び参加資格の確認

- (1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。

#### ア 提出書類

- (ア) 参加表明書(様式第1号)
- (イ) 履歴事項全部証明書(令和6年2月10日以降に発行された最新のものの原本)
- (ウ) 事業者概要(様式第2号)
- (エ) 業務実績調書(参加表明用)(様式第3号)

- (オ) 誓約書（様式第4号）
- (カ) 姫路市税の納税証明書（一般競争入札参加用）（公告日以後に発行されたものの原本、市税の納税義務がある場合に限る。）
- (キ) 国税の納税証明書（個人の場合、税務署様式その3の2。法人の場合、税務署様式その3の3。）（公告日以後に発行されたものの原本）
- (ク) 直近期別の財務諸表等（例：貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書）  
経営状況を確認できるもの

イ 提出部数

1部

ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等 配布期間	令和6年（2024年）5月10日（金）から 令和6年（2024年）5月20日（月）まで 本市の休日を除く
閲覧の場所	産業振興課 （参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案 手続きに必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。 （ <a href="https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000027480.html">https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000027480.html</a> ））

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによること。

オ 提出場所

産業振興課

カ 提出期間（参加表明受付期間）

令和6年5月16日（木）午前9時から同年5月20日（月）午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（提出期間最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和6年5月23日（木）までに参加資格確認通知書を電子メールにより通知する。

イ 参加資格がないと認められた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和6年5月28日（火）正午までに参加資格がないと認められたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により産業振興課に提出すること。市は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

## 6 プロポーザルに関する質疑について

- (1) 第5項の規定により参加表明手続きを行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質問書（様式第5号）

イ 提出方法

質問書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）

ウ 提出場所（送信先アドレス）

sankou@city.himeji.lg.jp

エ 提出期限

令和6年5月28日(火)午後4時まで

- (2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答日時

令和6年5月31日(金)正午

イ 回答方法

回答は、姫路市ホームページに掲載する。

- (3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する要求水準書の追加又は修正事項とする。

イ 質問が次項第1号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

ウ 質問者名は公表しない。

## 7 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

- (1) 提出書類（提案資料）

ア 企画提案書（様式第6号）

①業務実施体制、②業務スケジュール、③商品券発行、④参加店舗募集、⑤商品券換金、⑥利用者や参加店舗等への対応、⑦広報、⑧実施報告

イ 業務実績調書（提案用）（様式第7号）

ウ 統括責任者実績調書（様式第8号）

エ 業務責任者実績調書（様式第9号）

オ 見積書（様式第10号）

- (2) 提出部数

前号に掲げる提出書類一覧に記載する提出部数のとおり。

正本1部、副本9部（ただし、「見積書」は正本1部のみとする。）

なお、副本については、参加者が特定できるような表示及び記載のないものとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによること。

(4) 提出場所

産業振興課

(5) 提出期間（提案受付期間）

令和6年6月10日(月)午前9時から同月12日(水)午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（提出期限最終日を除く）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(6) その他

ア 副本には提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄においては、この限りではない。

イ 提案者につき提案資料の提出は、1件とする。

ウ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成すること。

エ 提案資料の提出後において、資料の差替えは認めない。

オ 提出された提案資料は、一切返却しない。

カ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

キ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

8 ヒアリングの実施

(1) 提案者は、前項の規定により提出した提案資料についてヒアリングを受けなければならない。なお、ヒアリングの開催日時、場所等の詳細については、提案受付期間終了後、別途通知する。

(2) ヒアリングは、提案資料の概要説明及び質疑応答（20分程度）により実施するものとし、補完的な資料の提出は認めない。

(3) 正当な理由なく、ヒアリングを受けない場合は失格となることがある。

9 提案資料の審査及び契約候補者の特定

(1) 審査及び契約候補者の特定方法

ア 審査は、前項の規定により提出のあった提案資料を次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。

イ 提案に関する評価は、姫路市プレミアム付き商品券発行運營業務委託契約候補者選定公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施する。

ウ 審査委員会において、提案資料及びヒアリングの内容により、提案内容の全てについて総合的に判断し、審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。

エ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提案等に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案等に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、見積金額の最も低い者を契約候補者とする。見積金額の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 提案等に関する評価

提案項目	審査の視点	配点	
1 提案者の実績（12）			
(1)類似業務の契約実績	本業務と類似する業務実績を有しているか(※最大3件まで)		12
	・一契約あたりデジタル商品券の発行部数が5万セット以上	3	
	・一契約あたりデジタル商品券の発行額が6億円以上	3	
	・商品券事業で購入申込者のマイナンバーカードの所有確認を行った事業	3	
	・1事業につき参加店舗の参加実績が1,800店舗以上	3	
2 業務内容（73）			
(1)業務実施体制	業務実施にあたり、十分な体制が確保できているか		8
	・安定的に業務を遂行できる責任者・人員が配置されているか ・緊急時の対応及び即時対応できる場所に事務局が設置されているか	5 3	
(2)業務スケジュール	・商品券の利用可能期間が長くなるよう工夫されているか		3
(3)商品券の発行	デジタル商品券		30
	・申込状況、当選結果、商品券利用状況を適切に確認できるか	2	
	・アプリ等による申込、購入の利用手順は少なく、利用しやすいか	3	
	・マイナンバーカード所有者の確認方法は適切か	3	
	・アプリ等でマイナンバーカードの所有確認ができない申込者に対し、有効な代替手段が講じられているか	4	
	・重複申込、虚偽申込の確認方法は適切か	3	
・商品券販売(チャージ)時の決済方法(方法・場所)は充実しているか	4		



	<p>その他項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・抽選方法の優先順位は適切か</li> <li>・当選の通知方法は適切か</li> <li>・追加販売の実施方法は当初販売購入申込者に速やかに案内できるものか</li> <li>・セキュリティ対策、システムの不具合発生時の対応策、特殊詐欺等への対策は万全か</li> </ul>	3	
		2	
		3	
		3	
(4) 参加店舗募集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー・物価高騰の影響を受ける利用者の負担を軽減するため、LPガス・ガソリン販売店舗についても利用可能店舗となるよう取り組んでいるか</li> <li>・周知方法、販促物品は効果的か</li> </ul>	2	5
		3	
(5) 商品券換金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・換金までの流れは参加店舗にとって簡易であるか</li> <li>・換金処理に漏れがないよう対策を講じているか</li> </ul>	3	5
		2	
(6) 利用者や参加店舗等への対応	<p>[利用者]</p> <p>コールセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・閑散期と繁忙期（申込受付期間中など）の人数は適切か</li> </ul> <p>個別サポート窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別サポート窓口の開設数・配置箇所・サポート内容は充実しているか</li> </ul> <p>利用者向け説明講座</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講座の開設数・配置箇所・サポート内容は充実しているか</li> </ul> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル商品券申込及び利用を支援する対策は充実しているか</li> </ul> <p>[参加店舗]</p> <p>店舗向け説明会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施回数、一回当たりの時間、実施内容等は適切で、参加者の利便性は高いか</li> </ul>	3	15
		3	
		4	
		3	
(7) 広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的な広報媒体及び頻度か</li> </ul>		4
(8) 実施報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データの分析方法や報告内容・事項は適切か</li> </ul>		3
3 見積金額（15）			
<p>コスト削減に努めた価格となっているか</p> <p>各提案者から提案された受託希望金額のうち、最低の金額を示した提案者を第1位として、事業費（受託希望金額）に関する評価点の満点である15点を付与し、その他の提案者の評価点は、15点に第1位の受託希望金額と当該提案者が示す受託希望金額との比率を乗じて得た数とする。</p> <p>配点×（全提案中最低の受託希望金額／提案者が示す受託希望金額）</p>			15

※1 下表のとおり5段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00
B	AとCの中間程度	各項目の配点×0.75
C	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.50
D	CとEの中間程度	各項目の配点×0.25
E	要求水準を満たしている程度	各項目の配点×0.00

#### イ 総合評価点

業務内容に関する審査員全員の評価点の平均点と提案者の実績、見積内容に関する評価点の合計により算出する。(満点100点)

#### (3) その他

ア 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施する。

イ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。

ウ 審査の経過に対する問合せには、応じない。

エ 契約候補者の特定を令和6年6月28日(金)に行う。特定された契約候補者への連絡は、口頭又は電話連絡により通知するものとする。また、契約候補者とならなかった提案者については、その旨を別途書面で通知する。

オ 特定された契約候補者は、本市が指定する期日までに、本件業務の見積書を産業振興課に提出すること。

カ 契約相手方名、契約予定日、契約金額及び審査結果については、7月上旬を目途に姫路市ホームページに掲載する。

キ 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

#### 10 契約の方法

(1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。

(2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、契約候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、前項第1号エと同様の方法により契約候補者を特定する。

(3) 提案資料は、契約書の一部とする。

(4) 交渉の際、提出された提案資料の内容を一部変更する場合がある。

(5) 契約保証金については、姫路市契約規則(昭和62年姫路市規則第29号)第29条の規定を適用する。

(6) 未使用商品券にかかる売上金については、本市に納入するものとする。

#### 1 1 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第9項第1号エの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）により産業振興課に持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できるものに限る。）で提出すること。  
なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

#### 1 2 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第2項に規定する参加資格を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 見積金額が提案価格の上限額を超える提案をした者又は0円以下の金額を見積金額として提案した者。
- (5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
- (6) その他このプロポーザルの条件に違反した者

#### 1 3 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他本市が必要と認めるときには、本市は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

#### 1 4 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

#### 1 5 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者が契約締結までの間に、このプロポーザルの参加資格要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。
- (3) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。
- (4) 参加表明手続及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合は、指名停止を行うことがある。
- (5) 企画提案書等については、本業務の契約候補者選定のために使用するものとし、原則公表しないが、情報公開請求があった場合、姫路市情報公開条例に基づき公開することがある。
- (6) 電子メール等の通信事故について、市はいかなる責任も負わない。